

Ama Christmas Market 出店者募集要項

安満遺跡公園パートナーズ（以下「甲」という。）が実施する Ama Christmas Market の出店者募集に応募される方（以下「乙」という。）は、この募集要項をよく読み、次の各事項を理解した上、必ず現地を確認し、現状等を承知された上で応募してください。

1. 目的

毎年好評のイルミネーションを生かして、地元根差したクリスマスマーケットを開催し、市民と共に楽しみながら異文化理解を深める場を提供する。

2. 実施要項

- ① 出店場所 安満遺跡公園 サンスター広場、ボーンエルンド前人工芝
- ② 出店形態 テントによる出店
- ③ 出店内容 クリスマスを感じさせる商品やサービス 1 点以上を必須条件とし、会場の雰囲気づくりにご協力ください。
- ④ 実施期間 2026 年 11 月 28 日(土)～29 日(日) 11:00～20:00
- ⑤ 出店時間
 - (ア) 準備開始時間 8:00～11:00 営業開始に間に合うように
 - (イ) 営業時間 11:00～20:00
 - (ウ) 撤収完了時間 22:00 まで
 - (エ) 出店を取止める場合（荒天時）には速やかに管理事務所に報告するとともに、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体で告知してください。
- ⑥ 出店面積 3m×3m テントをご出店いただける面積となります
店舗と店舗の間は通路を空けたレイアウトにします
- ⑦ 出店料 1 ブース 10,000 円／2 日間
 - ※2 ブースの場合 20,000 円となります
 - ※出店面積が⑥を超える場合は応相談
 - ※駐車場料金(1 台 800 円/日)は別途必要

3. 出店資格

- ① 公的機関の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。
- ② 飲食出店の場合は食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ③ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。
- ④ 生産物賠償責任保険（P L 保険等）に加入していること。
- ⑤ 市税に滞納しないこと。

4. 出店に必要な許可基準

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- ① 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできません。
- ② 搬入、搬出は出店者が行うこと。
- ③ 園内に車両搬入させるときは、先頭に誘導員をつけハザードランプを点滅の上最徐行（10 km/h 以下）してください。
- ④ 車両走行時は舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮してください。
破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに管理事務所に届出をしてください。なお、
原状回復の経費については、出店者にご負担いただきます。
- ⑤ 調理用水および排水タンクなどは、園内設備の使用はできませんので、販売に必要なものは全て出店者で用意してください。
- ⑥ 公園の電気はご利用いただけません。必要な方は発電機やポータブル電源等をご持参ください。
- ⑦ 営業に必要な発電機が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛からないよう養生するなど安全に万全を期すこと。
- ⑧ 出店日は、屋外のゴミ箱を設置し自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分してください。なお、排水についても自店にて管理し適正に処分してください。
- ⑨ 出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはできません。
- ⑩ 連日開催のイベントにおいて、屋外テントに一部備品を放置して帰る場合、テントを低くする、全体が見えないように備品を覆う等、必ず安全対策を行ってください。なおガスボンベ等の火器については放置不可のためお持ち帰りください。
- ⑪ 従事者には、公園利用者に不快な印象を与えることにならないよう常に良好なサービスを提供できる体制を整えてください。
- ⑫ 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとします。
また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を管理事務所に報告すること。
- ⑬ 退園時は、周辺を清掃するとともに原状回復してください。
- ⑭ この要綱又は公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと認めるときは、出店の許可を取消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じて甲は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- ⑮ 出店期間中であっても、感染症拡大、自然災害等により、急遽出店を中止していただく場合があります。その際に発生する損失の補填は行いません。
- ⑯ この要綱に記載のない事項であっても、管理事務所が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。

5. 応募要項

- ① 募集要領を熟読の上、申込サイトよりフォームに入力ください。
- ② 応募期間 2026 年 9 月 30 日(水)まで

- ③ 結果発表 10月5日(月)
フォームにご入力 of 電子メールへ回答させていただきます。
- ④ 出店決定後の提出書類
(ア)、(イ)は必須。その他は該当するものをご提出ください。
 - (ア) 飲食物・物品販売営業契約書
 - (イ) 飲食物・物品販売営業出店者誓約書
 - (ウ) 事業概要 (自社 HP の URL も可)
 - (エ) 食品衛生法に基づく営業許可 (写し)
 - (オ) 食品衛生責任者証 (写し)
 - (カ) 生産物賠償責任保険 (PL 保険等) 証券 (写し)
 - (キ) メニュー等 (品目・価格・特徴があれば内容)
 - (ク) 消防関係書類(消火器の製造年がわかる写真)
- ⑤ 告知開始 10月末～11月初旬

6. 禁止品目

- ① 事前に保健所に出店許可を得ている店舗様のみ出店いただけます。保健所の指示に従い、衛生管理には細心の注意を払ってください。
- ② 保健所より指導を受けている販売禁止品目は遵守してください。
(販売物の内容について事務局と保健所とやりとりして許可した内容と、出店販売物が著しく違っていた場合は、ただちに販売中止して頂きます。この際お納めいただいた出店料の返却は行いません。保健所の指導に従って運営しますので、販売物などご質問、ご相談ください)

7. 出店者の制限

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。

- ① 制限能力者 (成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)
- ② 地方自治法施行令 (昭和22年5月3日政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項に規定する申込に係る契約を締結する能力を有しない破産者で復権を得ない者に該当する者。
- ③ 直近2年間において、法人税及び、法人市民税を未納及び滞納している者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年5月15日法律第77号) 第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
※詳細は第8項 (反社会勢力の排除) を参照
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に該当する者。
- ⑦ 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた
- ⑧ 政治性、宗教性のある事業者

⑨ 公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

8. 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、本契約の重要な要素である次の各号に掲げる事項を相互に表明し保証する。

① 私または自社もしくは自社の社員等が、次のいずれにも該当する者ではありません

(ア) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等及びいわゆる総会屋、政治活動・社会運動標榜ゴロ（政治活動若しくは社会運動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて不正行為を行い、あるいは行う恐れのある者及び団体）等、並びにその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人乃至これらに準ずる者（以下総称して「反社会勢力」という。）ではないこと。

(イ) 反社会的勢力若しくはそれらが所属している法人・団体（以下「反社会的勢力組織等」という。）から若しくは反社会的勢力組織等に対して、直接・間接を問わず、且つ、名目の如何を問わず次の行為を受け若しくは次の行為を与え、反社会的勢力組織等との間に支配または協力関係が存在するものではないこと。

I. 資金提供や出資

II. 債務保証、賃貸借契約書の保証

III. 業務上の取引及び業務提携

(ウ) 現在及び将来において、役員等または従業員その他自社と雇用契約を締結しているすべての者並びに主要な株主が、反社会的勢力または反社会的勢力組織の所属員ではないこと。

(エ) 自らまたは第三者を利用して、本契約の相手方に対し、脅迫的な言動若しくは暴力的行為を行わないこと、また、偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、信用を棄損する行為を行わないこと。

② 甲及び乙は、相手方が前項に反すると具体的に疑われる場合には、相手方に対し、当該事項に関する報告を求めることができ、報告の求めを受けた場合、相当期間内に報告書を提出しなければならない。なお、報告のために要した調査費用等は、調査を行ったものの負担とする。

③ 甲及び乙は、相手方が前2項に反した場合は、何等の催告を要せず相手方に対する一方的な意思表示によって、本契約および甲乙間における一切の契約を解除することができる。この場合、契約の解除者は契約の解除によって被った損害の賠償を相手方に請求することができる。また、相手方は、本契約の解除により生じた損害について何ら請求もできない。